

# プール学院大学短期大学部学則

(平成24年4月1日改正施行)

# プール学院大学短期大学部学則

## 第1章 総則

(目的)

- 第1条 プール学院大学短期大学部(以下「本学」という。)はキリスト教精神に基づき、一般教育ならびに専門の学術に関する理論と、その応用能力を深め、かつ適切な職業教育を施すことを目的とする。本学は秘書科及び幼児教育保育学科からなる。
- 2 秘書科は、秘書的素養を涵養し、それに関わる教育と研究を通じて、社会の多様な要請に対応できる秘書をはじめとした人材を育てることを目的とする。
- 3 幼児教育保育学科は、乳幼児の養護、教育および子育ての諸課題の教育と研究を通じて、それらに柔軟に対応できる専門性と実践能力を有する人材を育てることを目的とする。

(教育内容等の改善)

- 第1条の2 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。
- 2 前項の組織については、別に定める。

(自己評価等)

- 第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 第1項の点検及び評価の結果について、本学職員以外の者による検証を行うものとする。
- 3 第1項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

- 第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	秘 書 科	幼児教育保育学科
入学定員	120名	70名
収容定員	240名	140名

(修業年限及び在学年限)

- 第4条 本学の修業年限は2年とする。
- 2 学生は4年を超えて在学することはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、2年を超える一定期間にわたって授業科目を履修することを意図して入学する長期履修学生については、4年を超えて在学することができる。
- 4 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

- 第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

- 第6条 学年を2学期に分け、第1学期及び第2学期とする。

(休業日)

- 第7条 休業日は次のとおりとする。
- 日曜日  
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日  
本学院創立記念日 6月2日  
春季休業日 3月11日から3月31日まで

- 夏季休業日 8月1日から第1学期終了日まで  
冬季休業日 12月21日から1月10日まで
- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
  - 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

#### 第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子に限る。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者。ただし、廃止前の大学入学資格検定規定(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者を含む。
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学、転入学)

第13条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転学科)

第13条の2 本学に在学する者で、転学科を志願する者があるときは、選考の上学期の始めに限って転学科を許可することができる。

2 転学科に関する必要事項は、別に定める。

(退学)

第14条 退学しようとする者は、保証人連署の上、理由を具して学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第15条 疾病その他やむを得ない事情により3か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第16条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし特別の事由があると学長が認められた者には、その願い出により休学の期間の延長を許可することができる。

- 2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第18条 外国の大学又は短期大学等で学習することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は第25条に定める期間に含めることができる。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 本学において、修学する意志がないと認められる者
- (2) 督促を受けた滞納学費を指定された期限までに納付しない者
- (3) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- (4) 第16条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (5) 長期にわたり行方不明の者
- (6) 第39条に定める外国人留学生で、「留学」の在留資格を失った者
- (7) 死亡した者

## 第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び授業科目)

第20条 本学の教育課程は、秘書科は別表第1、幼児教育保育学科は別表第2のとおりとする。

- 2 授業科目の履修方法等については、別に定める。
- 3 第一項に定める授業科目区分の、履修要件単位を超えて履修する科目を、自由選択科目という。

第20条の2 教育上有益と認めるときは、前条の別表に加えて、本学他学科の科目を自由選択科目として履修することができる。

- 2 他学科科目の履修方法等については、別に定める。

(単位の計算方法)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間又は40時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、試験等により合格と評価された者には、所定の単位を与える。

- 2 試験に関する必要事項は、別に定める。

(成績評価)

第23条 授業科目の成績の評価は、A・B・C・D・Fの5段階とし、A・B・C・Dを合

格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が特に認める授業科目については、合格又は不合格をもって評価することができる。
- 3 第1項の成績評価に関する必要事項は、別に定める。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別に定めるところにより次の授業科目を履修し、62単位以上を修得しなければならない。

秘書科		幼児教育保育学科	
(授業科目の区分)	(単位)	(授業科目の区分)	(単位)
基礎教育科目	5単位	基礎教育科目	8単位
生涯学習基礎科目	5単位	専門教育科目	32単位
専門教育科目	40単位	自由選択科目	22単位
自由選択科目	12単位	計	62単位
計	62単位		

(卒業)

第25条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(学位)

第26条 本学を卒業した者には、次のとおり短期大学士の学位を授与する。

秘書科	短期大学士(秘書)
幼児教育保育学科	短期大学士(保育学)

(教育職員免許状)

第27条 幼児教育保育学科において、教育職員免許状を得ようとする者は、第24条の規定のほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 幼児教育保育学科において取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

幼児教育保育学科	幼稚園教諭二種免許状
----------	------------

(資格の取得)

第28条 秘書科において、次の各号の資格を得ようとする者は、全国大学実務教育協会が各々について定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- (1) 上級秘書士
- (2) 情報処理士
- (3) プレゼンテーション実務士
- (4) ビジネス実務士
- (5) 秘書士(メディカル秘書)

- 2 幼児教育保育学科において、保育士資格証明書を取得しようとする者は、第24条の規定のほか、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に定める所定の単位を修得しなければならない。
- 3 幼児教育保育学科において、社会福祉主事任用資格を得ようとする者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

(他の短期大学又は大学等における授業科目の履修等)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき学生が当該短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位を超え

- ない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。ただし、この場合、本学において修得したものとみなす単位は、15単位を上限とする。
  - 3 前2項の実施に関する必要事項については、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

- 第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
  - 3 前2項の実施に関する必要事項については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学前に短期大学又は大学において履修した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
  - 3 前2項により修得したものとみなし又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第29条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第29条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。
  - 4 前3項の実施に関する必要事項は、別に定める。

## 第7章 学費等について

(学費等)

- 第32条 本学の入学検定料及び学費の額は別表第3のとおりとする。
- 2 学費等の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

## 第8章 教職員組織

(教職員組織)

- 第33条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、司書その他必要な教職員を置く。

## 第9章 教授会

(教授会)

- 第34条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

- 第35条 教授会は学長、副学長及び教授をもって組織する。
- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めた時は、教授会に准教授その他の教員を加えることができる。

(その他)

- 第36条 本章に定めるもののほか、教授会に関する必要事項は別に定める。

## 第10章 科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

- 第37条 本学において特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、これを科目等履修生と呼び、教授会の議を経てこれを許可することができる。

2 科目等履修生に関する必要事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第38条 他の短期大学又は大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該短期大学又は大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関する必要事項は、別に定める。

(委託生、外国人留学生)

第39条 委託生として本学での学習を志願する者があるときは、教授会の議を経てこれを許可することができる。

2 外国人で短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学での学習を志願する者があるときは、教授会の議を経て入学又は履修を許可することができる。

3 委託生、外国人留学生について必要事項は別に定める。

### 第11章 賞罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第41条 本学の規則に反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

本学則は、1972(昭和47)年4月1日より実施する。

(略)

附 則

1 この学則は、1986(昭和61)年4月1日より施行する。

2 第3条に規定する学生定員は、2000(昭和75)年度までの間は次のとおりとする。

年 学 科	1986年度 (昭和61年度)		1987年度 (昭和62年度) ~ 1999年度 (昭和74年度)		2000年度 (昭和75年度)	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
英文科	280	440	280	560	160	440
秘書科	210	330	210	420	120	330

(略)

附 則

この学則は、1993(平成5)年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、1994(平成6)年4月1日から施行する。ただし、1993(平成5)年

度以前の入学者については旧学則を適用する。(1994(平成6)年4月1日改正)

附 則

この学則は、1995(平成7)年4月1日から施行する。ただし、1994(平成6)年度以前の入学者については旧学則を適用する。(1995(平成7)年4月1日改正)

附 則

- 1 この学則は、1996(平成8)年4月1日から施行する。ただし、1995(平成7)年度以前の入学者については旧学則を適用する。(1996(平成8)年4月1日改正)
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第5条及び第6条の規定については、1996(平成7)年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、1997(平成9)年4月1日から施行する。ただし、1996(平成8)年度以前の入学者については旧学則を適用する。(1997(平成9)年4月1日改正)
- 2 第3条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず1997(平成9)年度から2000(平成12)年度までは次のとおりとする。

年 学 科	1997(平成9)年度 ~ 1999(平成11)年度		2000(平成12)年度	
	入学定員 210	収容定員 420	入学定員 120	収容定員 330
秘書科				

附 則

この学則は、1998(平成10)年4月1日から施行する。ただし、1997(平成9)年度以前の入学者については旧学則を適用する。(1998(平成10)年4月1日改正)

附 則

この学則は、1999(平成11)年4月1日から施行する。ただし、1998(平成10)年度以前の入学者については旧学則を適用する。(1999(平成11)年4月1日改正)

附 則

- 1 この学則は、2000(平成12)年4月1日から施行する。ただし、1999(平成11)年度以前の入学者については旧学則を適用する。(2000(平成12)年4月1日改正)
- 2 第3条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず2000(平成12)年度は次のとおりとする。

年 学 科	2000(平成12年度)	
	入学定員 160	収容定員 370
秘書科		

附 則

この学則は、2001(平成13)年4月1日から施行する。ただし、2000(平成12)年度以前の入学者については旧学則を適用する。(2001(平成13)年4月1日改正)

附 則

- 1 この学則は、2002(平成14)年4月1日から施行する。ただし、2001(平成13)年度以前の入学者については旧学則を適用する。
- 2 2001(平成13)年度以前の入学者については、教授会が履修を認める必要があると判

断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2003(平成15)年4月1日から施行する。ただし、2002(平成14)年度以前の入学者については旧学則を適用する。
- 2 2002(平成14)年度以前の入学者については、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2004(平成16)年4月1日から施行する。ただし、2003(平成15)年度以前の入学者については旧学則を適用する。
- 2 2003(平成15)年度以前の入学者については、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2005(平成17)年4月1日から施行する。ただし、2004(平成16)年度以前の入学者については旧学則を適用する。
- 2 2004(平成16)年度以前の入学者については、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2006(平成18)年4月1日から施行する。ただし、2005(平成17)年度以前の入学者については旧学則を適用する。
- 2 2005(平成17)年度以前の入学者については、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。
- 3 第3条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず2006(平成18)年度は次のとおりとする。

学 科	年 度	
	2006(平成18)年度	
秘書科	入学定員 140	収容定員 300
幼児教育保育学科	50	50

附 則

この学則は、2006(平成18)年4月1日から施行する。ただし、第26条の短期大学士(秘書)については同年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007(平成19)年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2007(平成19)年4月1日から施行する。ただし、2006(平成18)年度以前の入学者については旧学則を適用する。
- 2 2006(平成18)年度以前の入学者については、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2008(平成20)年4月1日から施行する。ただし、2007(平成19)年度以前の入学者については旧学則を適用する。
- 2 2007(平成19)年度以前の入学者については、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2008(平成20)年4月1日から施行する。ただし、2007(平成19)年度以前の入学者については旧学則を適用する。
- 2 2007(平成19)年度以前の入学者については、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2009(平成21)年4月1日から施行する。ただし、2008(平成20)年度以前の入学者については旧学則を適用する。
- 2 2008(平成20)年度以前の入学者については、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2010(平成22)年4月1日から施行する。ただし、第33条及び第35条を除き、2009(平成21)年度以前の入学者については旧学則を適用する。
- 2 2009(平成21)年度以前の入学者については、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2011(平成23)年4月1日から施行する。ただし、2010(平成22)年度以前の入学者については旧学則を適用する。
- 2 第3条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず2011(平成23)年度は次のとおりとする。

学 科	年 度	
	2011(平成23)年度	
秘書科	入学定員 120	収容定員 260
幼児教育保育学科	70	120

附 則

- 1 この学則は、2011(平成23)年4月1日から施行する。ただし、2010(平成22)年度以前の入学者については旧学則を適用する。
- 2 2010(平成22)年度以前の入学者については、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2012(平成24)年4月1日から施行する。ただし、2011(平成23)年度以前の入学者については旧学則を適用する。
- 2 2011(平成23)年度以前の入学者については、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

別表第 1

1 基礎教育科目（5 単位以上）

授 業 科 目	授業 形態	単位数		配当年次	備 考
		必修	選択		
基礎ゼミナール	演習	1		1	
キャリアゼミナール	演習	1		1	
日本語表現演習	演習	1		1	
情報処理演習 1	演習	1		1	
情報処理演習 2	演習	1		1	
ワープロ演習	演習		1	1	

2 生涯学習基礎科目（5 単位以上）

授 業 科 目	授業 形態	単位数		配当年次	備 考
		必修	選択		
キリスト教人間学	講義	2		1	
気象と生活	講義		2	2	
労働と経済	講義		2	1・2	
ジェンダー論	講義		2	2	
音楽	講義		2	2	
日本の文学	講義		2	2	
現代の倫理	講義		2	2	
堺の文化	講義		2	1・2	
社会学	講義		2	2	
キリスト教と文化	講義		2	2	
ジャーナリズム論	講義		2	2	
薬と医療	講義		2	2	
スポーツ実技	実技		1	1・2	

3 専門教育科目（40 単位以上）

授 業 科 目	授業 形態	単位数		配当年次	備 考
		必修	選択		
<b>必修科目（21 単位）</b>					
秘書学概論 1	講義	2		1	
秘書学概論 2	講義	2		1	
秘書実務 1	演習	1		1	
秘書実務 2	演習	1		1	
秘書実務演習 1	演習	1		2	
秘書実務演習 2	演習	1		2	
文書実務 1	演習	1		1	
文書実務 2	演習	1		2	
英語 1	演習	1		1	
英語 2	演習	1		1	
Living English A	演習	1		1	
日本語表現法	講義	2		1	
情報処理概論	講義	2		1	
人間関係論	講義	2		1	
企業と経営	講義	2		1	
<b>選択必修科目（1 単位以上）</b>					
卒業研究	演習		3	2	
卒業演習	演習		1	2	

授 業 科 目	授業 形態	単位数		配当年次	備 考	
		必修	選択			
コース別科目 (各コース 8 単位以上)						
ビジネス 情報 コース	コンピュータ総合	講義		2	2	
	情報表現演習	演習		2	2	
	情報処理特講	講義		2	1	
	コンピュータ活用演習 A	演習		2	1	
	コンピュータ活用演習 B	演習		1	2	
	インターネットと社会	講義		2	1・2	
	コンピュータ指導技術	演習		2	2	
	情報機器利用プレゼンテーション演習	演習		2	2	
ビジネス コミュニケーション コース	プレゼンテーション概論	講義		2	1	
	プレゼンテーション演習 A	演習		2	1	
	プレゼンテーション演習 B	演習		2	2	
	情報機器利用プレゼンテーション演習	演習		2	2	
	色彩学	講義		2	1	
	販売論	講義		2	1	
	マーケティング	講義		2	2	
ビジネス 実務 コース	ビジネス実務総論	講義		2	1	
	ビジネス実務演習	演習		2	2	
	簿記実務	講義		2	1	
	簿記会計学中級	講義		2	1・2	
	簿記会計学上級	講義		2	1・2	
	産業論	講義		2	2	
	税法	講義		2	2	
	コース共通科目 ( 8 単位以上 )					
簿記会計学初級	講義		2	1	英語コミュニケーション科目	
社会心理学	講義		2	1・2		
実務法規	講義		2	2		
中国語 1	演習		1	1		
中国語 2	演習		1	1		
現代企業研究	講義		2	1・2		
情報と文化	講義		2	2		
国際理解	講義		2	1・2		
情報メディア論	講義		2	2		
インターンシップ	実習		2	1・2		
海外研修	実習		2	1・2		
キャリア形成講座 A	演習		1	1・2		
キャリア形成講座 B	演習		1	1・2		
Living English B	演習		1	1		
Speaking Practice	演習		1	1・2		
CALL English	演習		1	1・2		
Office English	演習		1	2		
Business English	演習		1	2		
TOEIC 入門	演習		1	1・2		
実用英語	演習		1	1・2		
英書講読	演習		1	1・2		
Travel English	演習		1	2		
English & Culture	講義		2	2		

授 業 科 目	授業 形態	単位数		配当年次	備 考
		必修	選択		
観光ビジネス論	講義		2	1・2	ホテル・エアライン関係科目
旅行実務と法律	講義		2	1・2	
観光と地理	講義		2	1・2	
観光実務演習A	演習		1	2	
観光実務演習B	演習		1	2	
エアライン・サービス論	講義		2	1・2	
観光英語	演習		1	1・2	メディカル秘書科目
メディカル秘書概論	講義		2	2	
メディカル秘書実務	演習		2	2	
診療報酬請求事務	講義		2	2	

別表第 2

1 基礎教育科目（8単位以上）

授 業 科 目	授業 形態	単位数		配当年次	備 考
		必修	選択		
基礎ゼミナール	演習	1		1	
キリスト教人間学	講義	2		1	
日本語表現演習	演習		1	1	
情報処理演習	演習		1	1	
人間関係演習	演習		1	1	
英語 1	演習		1	1	
英語 2	演習		1	1	
中国語 1	演習		1	1	
中国語 2	演習		1	1	
健康学	講義	1		1	
スポーツ実技	実技	1		1	
日本国憲法	講義		2	2	
気象と生活	講義		2	2	
ジェンダー論	講義		2	2	
日本の文学	講義		2	2	
現代の倫理	講義		2	2	
堺の文化	講義		2	2	
社会学	講義		2	2	
ジャーナリズム論	講義		2	2	
異文化間教育論	講義		2	2	
道德教育の研究	講義		2	2	
海外研修	実習		2	1・2	

## 2 専門教育科目(32単位以上)

授 業 科 目	授業 形態	単位数		配当年次	備 考
		必修	選択		
保育原理	講義		2	2	
教育原理	講義		2	1	
児童家庭福祉	講義		2	2	
社会福祉	講義		2	1	
相談援助	演習		1	1	
社会的養護	講義		2	1	
教職論	講義		2	2	
教育心理学	講義		2	2	
発達心理学	演習		1	1	
子どもの保健1	講義		2	1	
子どもの保健2	講義		2	1	
子どもの保健3	演習		1	2	
子どもの食と栄養	演習		2	2	
家庭支援論	講義		2	2	
教育課程総論	講義		2	2	
保育内容総論	演習		1	1	
健康指導法	演習		1	1	
人間関係指導法	演習		1	1	
環境指導法	演習		1	1	
言語指導法	演習		1	1	
表現指導法	演習		1	1	
乳児保育	演習		2	1	
障がい児保育	演習		2	2	
社会的養護内容	演習		1	1	
保育相談支援	演習		1	2	
音楽表現1	演習		1	1	
身体表現	演習		1	1	
造形表現	演習		1	1	
言語表現	演習		1	2	
保育実習1	実習		4	1	
保育実習指導1	演習		2	1	
保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2		2	
保育指導論	講義		2	2	
キリスト教保育	講義		2	1	
乳児保育2	演習		2	2	
器楽A	演習		1	1	
器楽B	演習		1	1	
器楽C	演習		1	1・2	
器楽D	演習		1	1・2	
音楽表現2	演習		1	1	
ダンス	演習		1	2	
ミュージカル	演習		1	2	
生活園芸1	演習		1	1	
生活園芸2	演習		1	1	
園芸と人間形成	講義		2	1	
保育実習2	実習		2	2	
保育実習指導2	演習		1	2	
保育実習3	実習		2	2	
保育実習指導3	演習		1	2	
基礎情報学	講義		2	1	
国語	講義		2	2	
生活	講義		2	2	
教育社会論	講義		2	2	
教育方法の理論と実践	演習		2	2	
教育相談	講義		2	2	
教育実習	実習		5	2	

別表第3

入学検定料及び学費

入学検定料 * 但し, センター試験利用選考	30,000円 10,000円
入学金	250,000円
授業料	780,000円
施設設備費	200,000円
教育充実費	200,000円